

きょうと信頼食品登録制度実施要綱

平成18年8月23日

平成20年8月25日一部改正

第1 目的

この要綱は、府が別に定める一定の水準より高い品質管理を行うとともに、生産・製造情報を開示できる食品等を府が登録し、府民に当該情報等を提供することにより、府内で生産・製造される食品の安全性及び府民の安心感を高めることを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 食品とは、府内で生産された生鮮食品又は府内で製造された加工食品をいう。
- 2 審査機関とは、この要綱に基づく登録に係る審査等の事務を行う団体として知事が指定した法人や任意団体をいう。
- 3 登録とは、審査機関等が、府が別に定める登録基準に基づき審査し、適合した食品であると報告した食品を府が登録することをいう。
- 4 登録事業者とは、登録された食品（以下「登録食品」という。）を生産・製造する者をいう。

第3 登録基準

食品の登録区分ごとに、次の各号に掲げる登録基準は別表1のとおりとする。

- 1 食品の生産・製造に関する品質管理に関する基準
- 2 食品の生産・製造情報の開示に関する基準

第4 登録事業者

- 1 本要綱に基づき、京都府知事（以下「知事」という。）に登録を申請する者（以下「申請者」という。）は、第3に定める登録基準を満たす食品の生産・製造に関する品質管理及び情報開示等の方法を定めた手順書（以下「手順書」という。）を作成し、申請に際して提出しなければならない。
- 2 申請者は、審査機関が定める期日までに申請書を審査機関に提出し、登録基準の適合状況について、審査を受けなければならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、申請することができない。
(1) 自ら府内において食品を生産・製造しない者

- (2) 食品の安心・安全の確保に関する法令に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は食品の安心・安全の確保に関する法令に基づく命令その他の処分に違反した日から 1 年を経過しない者
- (3) 第 5 の 5 の (3) の規定により、登録を取り消され、その取消しの日から 1 年を経過しない者
- 4 登録事業者は、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。
 - (1) 食品に関連する法令に適合した方法により食品の生産・製造を行うこと。
 - (2) 登録食品については、手順書に基づき適正な品質管理を行うこと。
 - (3) 交付された登録番号（以下「登録番号」という。）については、知事が別に定める登録番号表示基準に基づき使用すること。
 - (4) 登録食品の生産・製造に関する記録を整理し、1 年間保管すること。
 - (5) 第 5 の 5 の (2) 規定に基づく指示があったときは、速やかに改善措置を講じること。
 - (6) 毎年、登録基準の適合状況について、審査機関の検査を受けること。
 - (7) 次に掲げる事項に該当するときは、審査機関が定めるところに従い届け出ること。
 - ア 登録食品の生産・製造を 1 年以上休止し、又は廃止しようとするとき。
 - イ 生産・製造を休止していた登録食品について、その生産・製造を再開しようとするとき。
 - ウ 名称、代表者又は主たる事業所の所在地を変更したとき。
 - (8) 手順書の内容を変更しようとするときは、審査機関に変更の申請を行い、あらかじめ審査機関の承認を受けること。

第 5 審査機関

- 1 登録制度に関する審査機関の指定を受けようとする団体は、知事に申請し、承認を得なければならない。

なお、審査機関がその内容を変更しようとするときも同様とする。

申請書に記載する事項は次のとおりとする。

 - (1) 審査を行う食品の種類、区分及びその審査基準
 - (2) 審査業務を行う審査員及び検査員
 - (3) 登録に係る審査、判定及び検査の方法
- 2 食品の安心・安全の確保に関する法令に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は食品の安心・安全の確保に関する法令に基づく命令その他の処分に違反した日から 1 年を経過しない者は、審査機関の指定を受けることができない。

3 第5の1に基づく申請に際し、次に掲げる事項について業務規程を定め、当該業務規程を添付しなければならない。

審査機関が業務規程の内容を変更しようとするときは、知事に届けなければならない。

- (1) 審査の業務を実施する事務所の所在地及び区域
- (2) 申請受付期日及び申請の方法
- (3) 権限及び職務分担を示す組織図
- (4) 審査手数料
- (5) 登録の変更承認及び取消の実施方法
- (6) 内部監査の実施方法
- (7) 審査員及び検査員の選定及び解任に係る基準
- (8) 審査業務に関する記録の管理方法
- (9) 審査に関する苦情、異議申立及び紛争の解決方法
- (10) その他審査業務に関し必要な事項

4 審査機関は、名称、代表者又は主たる事務所の所在地を変更したときは、要領に定めるところにより、知事に届けなければならない。

5 審査機関は、次の各号に従い、審査業務を行う。

(1) 第4の2及び第4の4の(8)の規定による申請があったときは、当該団体の審査基準に基づき適合状況について審査し、その結果を申請者に通知しなければならない。

(2) 登録食品に対する検査を毎年1回以上は実施し、検査結果を登録事業者に通知しなければならない。ただし、必要に応じて、登録事業者に対して報告を求め、若しくは事業所等の立入検査を行い、又は業務の改善を指示することができる。

(3) 登録事業者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。取消しを行ったときには、当該事業者に通知しなければならない。

ア 第4の3の各号のいずれかに該当するに至ったとき。

イ 第4の4の規定に違反したとき。

ウ 虚偽の申請により登録を受けたとき。

エ 登録食品の生産・製造を休止し、生産・製造を再開する見込みがないと認められるとき又は登録食品の生産・製造を廃止したとき。

オ 第4の4の(8)の申請をしないとき、又は虚偽の申請をしたとき。

カ 第5の5の(2)の規定による報告において、虚偽の報告をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は改善の指示に従わなかったとき。

キ 登録番号を不正に使用したとき。

ク 登録食品の生産・製造方法が、登録基準等に適合していない場合であって、重

大な過失があると認められるとき。

ケ その他、制度の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

(4) 第4の4の(7)のイの規定による届出があったときは、必要に応じ、登録食品の生産・製造方法について、基準の適合状況を確認する。

(5) 審査機関は、審査業務に関する事項を記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(6) 第4の4の(7)の規定による届出を受けたとき及び第5の5の(1)から(3)までの規定による通知、検査又は指示を行ったときは、知事に報告しなければならない。

6 審査機関は、審査業務を実施する区域の変更その他業務の全部若しくは一部の休止若しくは廃止又は行政処分等により、その業務を実施することができなくなったときは、要領に定めるところにより、知事に届け出る。

なお、この場合において、当該審査機関は、自らが審査した登録事業者と協議の上、知事の同意を得た上で他の審査機関にその業務を引き継ぐことができる。

第6 府

1 知事は、第5の1の規定による申請が、次の各号のすべてに適合していると認めるときは、審査機関として指定し、申請者に通知する。

なお、審査機関として指定しないときは、その理由を付して申請者に通知しなければならない。

また、指定内容に変更があった場合についても同様とする。

(1) ガイドラインに基づく審査基準を設定していること。

(2) 登録に関する検査結果の適合状況を判定するため、第三者による審査会を設置していること。

(3) 財務の内容が不健全ではなく、審査業務を適正かつ確実に実施できる経理的基礎があること。

(4) 役員、団体の種類に応じて別表2に定める構成員又は職員等の構成は登録業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないものであること。

2 知事は、第6の1の指定をしたとき及び第5の4の規定により審査機関から届出があったときは、指定した審査機関の名称、代表者、主たる事務所の所在地、審査を行うとする食品の種類及び区域並びに当該指定した日を公表する。

3 知事は、審査機関から第5の5の(6)の規定による登録についての報告を受けたときは、登録番号を交付し、登録内容を公表する。

4 知事は、関係職員により、第6の1に規定する審査機関の基準の適合状況及び指定審査機関が行う業務について、毎年検査させなければならない。ただし、必要に応じ

て、審査機関に対し報告を求め、若しくはその職員に任意に行う検査をさせ、又は審査機関に対し業務の改善を指示することができる。

5 知事は、審査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。取消しを行ったときは、指定を取り消した審査機関の名称、代表者及び主たる事務所の所在地、登録を行っていた登録食品の種類及び区域並びに取り消した日を公表し、当該審査機関に通知するものとする。

(1) 第5の2に該当するに至ったとき。

(2) 第5の6に該当するに至ったとき。

(3) 虚偽の申請により指定を受けたとき。

(4) 第6の4に定める検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は改善の指示に従わなかったとき。

(5) その他、制度の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。